

記者発表 (発表・資料配布)				
月/日 (曜)	担当課・班名	TEL	発表者名 (担当主幹)	その他の 配布先
8/28 (水) 10:00	税務課 課税班	内線 2479 (078-362-3089)	課長 木下 元 (主幹 (課税指導担当) 樋口 真也)	

令和6年度「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」(6月)の実施結果について

「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」(6月)において、路上抜取調査を集中的に実施し、採取した軽油を分析した結果、不正軽油が1本検出されました。

該当の燃料油については、使用者から当該燃料油の購入・使用状況を確認し、不正軽油の不買指導を実施するとともに、流通経路などを調査の上、不正軽油の使用が判明した場合は、不正軽油販売業者等に対し厳正な課税処分等を行う予定です。

【実施結果】

実施日	実施場所	抜取本数	うち不正本数	割合
6月12日(水)	朝来市和田山町竹田地内	20本	1本	5.0%
6月13日(木)	神崎郡福崎町西治	15本	0本	0.0%
6月17日(月)	尼崎市東海岸町	13本	0本	0.0%
合計		48本	1本	2.1%

(参考)・近畿2府4県実施結果(速報):実施箇所22箇所、抜取本数464本、うち不正嫌疑6本(1.29%)

※ 路上抜取調査の内容

国道、県道等で軽油を燃料とする自動車(トラック、ダンプカー等)の燃料タンクから燃料油を抜き取って分析し、不正軽油使用の有無等を調査します。

※ 不正軽油

県の承認を受けずに、軽油に灯油やA重油等を混ぜた油などをいいます。

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為、大気汚染、自動車エンジンの損傷など、県民の健康や生活を脅かし、公正な市場競争を阻害する重大な犯罪行為です。



尼崎市東海岸町での抜取調査
(令和6年6月17日)